

発委第1号

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 7年 3月14日

別海町議会議長 西原 浩 殿

提出者 別海町議会議会運営委員会
委員長 小 椋 哲 也

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 別海町議会委員会条例（昭和62年別海町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の2」を「第12条」に、「第26条の2」を「第27条」に、
「第5章 記録（第27条）
第6章 補則（第28条）」を
「第5章 記録（第28条）
第6章 補則（第29条）」に改める。

第2条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 総務産業常任委員会 8人

- ア 総務部の所管に属する事項（国民健康保険税に関する事務を除く。）
- イ 産業振興部の所管に属する事項
- ウ 建設水道部の所管に属する事項
- エ 農業委員会の所管に属する事項
- オ 出納室の所管に属する事項
- カ 選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- キ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 福祉文教常任委員会 8人

- ア 福祉部の所管に属する事項
- イ 保健生活部の所管に属する事項
- ウ 教育委員会の所管に属する事項
- エ 町立別海病院の所管に属する事項
- オ 国民健康保険税に関する事務

第2条第1項第3号を削り、同項第4号中「7人以内」を「15人」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

第3条第2項中「5人」を「8人」に改める。

第2条 別海町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 総務産業常任委員会 8人

- ア 総務部の所管に属する事項（国民健康保険税に関する事務を除く。）
- イ 総合政策部の所管に属する事項
- ウ 経営管理部の所管に属する事項
- エ 産業振興部の所管に属する事項
- オ 建設水道部の所管に属する事項
- カ 農業委員会の所管に属する事項
- キ 出納室の所管に属する事項
- ク 選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- ケ 他の常任委員会の所管に属しない事項

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。